

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための学生等の支援等に関する特別措置法案 新旧対照条文

○日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）（抄）（附則第三条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための学生等の支援等に関する特別措置法の規定に基づく費用の支弁が行われる場合における事業団の業務の特例） 第十四条 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための学生等の支援等に関する特別措置法（令和二年法律第 号）第三条の減免に要する費用の支弁が行われる場合における第二十三条第四項の規定の適用については、同項中「減免費用」とあるのは、「減免費用及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための学生等の支援等に関する特別措置法（令和二年法律第 号）第三条の減免に要する費用」とする。	第十四条 削除